

**コールド・エバポレータ(一般則別表第3、コンビ則別表第4)の
「高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」に係る検査方法の運用まとめ**

番号	設備区分	検査方法	目視検査		非破壊検査	
			外部目視検査	内部目視検査	肉厚測定	肉厚測定以外の非破壊検査
1	下記の「2~4」のいずれの設備にも属さない高圧ガス設備		【時期】 1年に1回 (断熱材等で被覆されているものはその外面から実施)	【時期】 不要	【時期】 1年に1回(配管系の単位ごと)	【時期】 不要
2	①二重殻真空断熱構造の貯槽		【時期】 1年に1回(外槽部分)	不要	不要	不要
3	②加圧蒸発器、送ガス蒸発器		【時期】 1年に1回	不要	不要	不要
4	③フレキシブルチューブ類		【時期】 1年に1回 【その他注意点】 ①設置状況の維持管理(無理な曲げ、捻れのないこと) ②充填ホース等頻繁に取付け取外しを行うもの a) 金属製のもの ・ブレードの破損のないこと(切断、ほぐれ等) ・ブレード部と継手部との接続部における割れ、膨れ等の異常のないこと b) ゴム、樹脂製のもの ・補強層の露出、外層のき裂・膨れ、折れ、つぶれ、金属部分との接続部における割れ・膨れ等のないこと	不要	不要	不要

**圧縮水素スタンド(一般則別表第3、コンビ則別表第4)の
「高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」に係る検査方法の運用まとめ**

番号	設備区分	検査方法	目視検査		非破壊検査	
			外部目視検査	内部目視検査	肉厚測定	肉厚測定以外の非破壊検査
1	下記の「2~4」のいずれの設備にも属さない高圧ガス設備(貯槽等の圧力容器)		【時期】 1年に1回	【時期】 KHKS 0850-1(2011)表2に定める期間内ごと	【時期】 1年に1回	【時期】 KHKS 0850-1(2011)表2に定める期間内ごと
2	①弁類(配管系から除外される圧力容器に直結されたものに限る。) ②動機器(ポンプ、圧縮機等の回転機械)		【時期】 1年に1回 (断熱材等で被覆されているものはその外面から実施)	【時期】 分解点検・整備のための開放時ごと。ただし、以下の動機器について、分解点検整備の時期を次の通りにもよい。 ①不活性ガスの動機器(付属冷凍設備に限る。) 5年 ②その他の高圧ガス設備の動機器 3年	【時期】 左記の内部目視検査で異常が認められたとき	【時期】 分解点検・整備のための開放時ごと。ただし、以下の動機器について、分解点検整備の時期を次の通りにもよい。 ①不活性ガスの動機器(付属冷凍設備に限る。) 5年 ②その他の高圧ガス設備の動機器 3年
3	【内部からの検査が不可能な高圧ガス設備】 ①配管(配管系として管理できる弁、ストレーナ、フィルター等を含み、フレキシブルチューブ類は含まない。) ②特定設備(マンホールの無いもの、またはマンホールがあってもその口径が小さく人が中に入って内部の目視検査、内部からの非破壊検査ができないものに限る。) ③特定設備以外の圧力容器(同上)		【時期】 1年に1回 (断熱材等で被覆されているものはその外面から実施)	【時期】 KHKS 0850-1(2011)表2に定める期間内ごと	【時期】 1年に1回 【検査の単位】 ①配管系 配管系の単位(常用の温度、常用圧力、使用するガスの種類、使用するガスの状態(気体・液体)、使用する設備材料、ガス(流体)の側道等がほぼ同一であることが一つの管理する単位)ごと ②配管系以外 特に定めない	【時期】 KHKS 0850-1(2011)表2に定める期間内ごと 【代替検査】 外部から適切な検査方法(超音波探傷試験、放射線透過試験等) ただし、適切な検査方法が見当たらない場合は、当分の間、外部からの非破壊検査(磁粉探傷試験、浸透探傷試験等)の採用も認める。
4	①フレキシブルチューブ類		【時期】 1年に1回 【その他注意点】 ①設置状況の維持管理(無理な曲げ、捻れのないこと) ②充填ホース等頻繁に取付け取外しを行うもの a) 金属製のもの ・ブレードの破損のないこと(切断、ほぐれ等) ・ブレード部と継手部との接続部における割れ、膨れ等の異常のないこと b) ゴム、樹脂製のもの ・補強層の露出、外層のき裂・膨れ、折れ、つぶれ、金属部分との接続部における割れ・膨れ等のないこと	不要	不要	不要